

- 東京音楽大学学則
- 東京音楽大学学位規則
- 東京音楽大学大学院学則

東京音楽大学学則

昭和38年4月1日制定

第1章 総則

第1条 本学は、東京音楽大学と称する。

第2条 本学は、教育基本法の精神に則り、広く一般教育の知識を授けるとともに、音楽の専門教育を行い、これを通じて人格の完成をはかり、もって有為な音楽家を育成することを目的とする。

第2条の2 本学は、音楽芸術の研鑽を通じて、高度な専門性を有した音楽家、音楽教育者を育成する。また、自らの音楽的個性とともに幅広い教養を備え、現代社会の様々な局面に対応しうる人材を育成することを教育目標とする。

第2条の3 本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を発表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努める。

3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部・学科・修業年限

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

音楽学部 音楽学科

第4条 音楽学科に、次の専攻課程を置く。

器楽専攻 声楽専攻 作曲指揮専攻 音楽教育専攻

第5条 本学の修業年限は4年とする。ただし、在学年限は8年を超えることはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は、前期と後期の2学期に分け、期間については、当該年度の学事暦において定める。

第8条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏期休業、冬期休業及び春期休業の期間（当該年度の学事暦において定める）

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休日又は休業日に授業を行う

ことがある。

- 3 学長が必要と認めたときは、第1項に定めた休業日のほか、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び教職課程

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

第10条 授業科目の区分及びその単位数は、別表(1)による。

- 2 教育職員免許状を得ようとする者のために、別表(2)の授業科目を置く。

第10条の2 授業科目、単位数及び履修方法は、本学学生便覧等により公表する。

第5章 履修方法及び単位数

第11条 学生は、履修しようとする科目を選定し、毎学年の初めにこれを届け出て許可を受けなければならない。一旦選定した科目を変更する場合も、届け出て許可を受けなければならない。

- 2 学生が1年間に履修登録することができる単位数は、48単位を上限とする。ただし、履修登録の上限に算入しない科目については、別に定める。

- 3 前項の規定にかかわらず、4年次学生については、1年間に履修登録することができる単位数は、60単位を上限とする。

第12条 一の科目を履修した者に対しては、試験の上、所定の単位を与える。

第13条 各科目の単位数の算出は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。なお、個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 卒業演奏の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第14条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。科目区分ごとの最低修得単位数は別表(1)による。

第15条 教育職員免許状を得ようとする者は、各専攻に配置された教科に関する科目及び別表(2)に定める授業科目の単位を修得し、かつ、前条に定める卒業の要件を満たさなければならない。

第15条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大

学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第15条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、30単位を超えない範囲で本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 編入学の場合の単位認定については、別に定める。
- 3 既修得単位に関する取扱いについては、別に定める。

第6章 試験

第16条 試験は、学期末又は学年末の適当な日時にその履修した科目について筆記・論文・口述・実技等によって行う。

第17条 各科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 病気その他やむを得ない理由によって前条の試験を受けることができない者は、追試験を受けることができる。
- 3 追試験を受けようとする者は、所定の書類に、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は事由書・事故証明書などを添付して、学長に許可を願い出なければならない。

第17条の2 成績評価基準は、別表（3）のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画、並びに成績評価の方法については、授業計画書（シラバス）等により学年の初めに公表する。

第7章 卒業・学位及び資格等

第18条 本学に4年以上在学し第14条に定める単位を修得した者には、卒業証書及び学士（音楽）の学位を授与する。

第18条の2 本学部に3年以上在学し、第14条で定める卒業要件としての単位を優秀な成績をもって修得した場合には、第5条、第14条、第18条の規定にかかわらず、本人の申請に基づき、学長が教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

- 2 早期卒業の認定基準については別に定め、公表する。

第19条 本学において第15条に定める所定の単位を修得した者が取得できる所要資格及び免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部 学 科		教員の免許状の種類（免許教科）	
音楽学部 音楽学科	器楽専攻	中学校教諭一種免許状	（音楽）
	声楽専攻		
	作曲指揮専攻※	高等学校教諭一種免許状	（音楽）
	音楽教育専攻		

※ただし、ポピュラー・インストゥルメンツコース、ソングライティングコースを除く

第8章 入学・休学・転学及び退学

第20条 本学は、学年の初めに学生を入学させる。

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- (10) 個別の入学資格審査については別に定める。

第22条 入学志願者は、所定の期日までに本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

第23条 本学は、入学志願者中、所定の入学試験に合格した者に入学を許可する。

第24条 入学試験の合格の判定は、学長が教授会の意見を聴いて、これを行う。

第25条 他の大学から編入学を希望する者及びやむを得ない理由により本学を退学し、又は除籍された者で再入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、その理由及び学力等を審査して相当年次に入学を許可することがある。

2 試験を受けようとする者は、指定の期日までに入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

3 編入学及び再入学の場合の入学願書、入学手続き及び入学許可については、第22条か

ら第 24 条及び第 26 条の規定を準用する。

4 学則第 42 条の懲戒による退学者は、再入学の資格を有しない。

5 学則第 48 条(1)(2)(4)に該当する除籍者は、再入学の資格を有しない。

6 学則第 48 条(3)の学費未納による除籍者で除籍の時から原則として 3 年以内の者は、未納学費を納入して除籍の事由がなくなった場合、再入学を希望できる。

7 編入学者及び再入学者の学費については、別に定める。

第 26 条 入学を許可された者は、本学所定の用紙により、保証人連署の誓約書・住民票又は住民票記載事項証明書に入学金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

第 27 条 保証人は、独立の生計を営む満 25 歳以上の者で、入学許可者の在学中の一切の事柄について責任を負うべき者とする。

第 28 条 前条に規定する保証人のほかに、前条に準ずる資格の者を第二保証人として立てなければならない。

第 29 条 保証人死亡又はその他の理由でその責を尽し得ないときは、新しく保証人を選定し、直ちに届けなければならない。

第 30 条 保証人の住所・氏名等が変更になった場合は、直ちに届けなければならない。

第 31 条 第 26 条の規定に違反した者は、入学許可を取り消すものとする。

第 32 条 既納の入学検定料及び入学金は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

第 33 条 再入学・転・編入学許可者については、第 27 条以下第 32 条にいたる規定を準用する。

第 34 条 2 か月以上就学することができないときは、所定の用紙に保証人連署の上、医師の診断書又は事故証明書、若しくはこれに準ずる書類を添えて休学の許可を学長に願い出なければならない。

第 35 条 学生本人が死亡した場合及び法的身分に異動が生じた場合、保証人は直ちにこれを届け出なければならない。

第 36 条 休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の承認によって期間を延長することができるが、通算 2 年を超えることはできない。

第 37 条 休学の事由が消滅して復学を希望するときは、復学願に医師の診断書又は事由書を添えて、学長の許可を受けなければならない。

第 38 条 休学した期間は、これを在学期間に算入しない。

第 39 条 本学の学部で、転専攻又はコース変更（以下「転専攻等」という。）を志望する者があるときは、教育上支障がないと認められる場合に限り、学長が教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

2 転専攻等に関して必要な事項は、別に定める。

第 40 条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、保証人連署の上、これを願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第 9 章 賞罰

第 41 条 品行方正にして学術・技能ともに秀で、他の模範となる学生に対しては、これを褒賞することがある。

第 42 条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒するものとする。また、必要に応じ、事実関係の調査のため、処分決定前に出校停止を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当の理由なく出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生として本分に著しく反した者

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。懲戒に関する規程は別に定める。

第 10 章 学費

第 43 条 本学における学費は、別に定める。金額は別表（4）のとおりとする。

なお、入学検定料については、別表（7）のとおりとする。

第 44 条 学費納入は、全納を原則とするが、授業料のみ前期と後期の 2 回に分納することができる。その他の学費（施設拡充費・施設維持費）は、前期に納入するものとする。納期は次のとおりとする。

前期 4 月 1 日～4 月末日

後期 10 月 1 日～10 月末日

納入期日最終日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前日とする。

なお、学費に関する細目は、学費納入規程による。

第 45 条 特別実技科目の第 2 副科実技、邦楽演奏実技及び教職に関する科目の受講料等に関する費用は、別表（5）のとおりとする。

第 46 条 納付者の学費は、原則として返還しない。

2 休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの学費を返還する。ただし、在籍料は納めなければならない。

3 前項の在籍料については、別に定める。

4 第 40 条により退学を許可された場合は、月割計算により退学当月の翌月から前期末、又は後期末までの授業料を返還する。ただし、その他の納入金は納めなければならない。

第 47 条 学費支弁の困難な学生には、成績その他の実情を考慮して奨学金を貸与又は給与し、若しくは学費の納付を免ずることがある。奨学金の規定は、別にこれを定める。

第 48 条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2 年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 学費を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 行方不明の者

2 除籍の日付は、前期学費滞納者は当該年度9月末日とし、後期学費滞納者は当該年度学年末とする。

なお、学費未納期間は、在学期間に算入しない。

第11章 学生定員

第49条 本学の定員は、次のとおりとする。

学 部 学 科		入学定員	収容定員
音楽学部	器楽専攻	195名	780名
音楽学科	声楽専攻	50名	200名
	作曲指揮専攻	25名	100名
	音楽教育専攻	40名	160名
合 計		310名	1,240名

第12章 教員組織

第50条 本学に、次の教職員を置く。

学長・副学長・教授・准教授・講師・助教・助手・事務局長・図書館長・事務職員
技術職員・教務職員

第50条の2 学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

第50条の3 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

第50条の4 学長及び副学長の選考及び任期については、別に定める。

第13章 教授会

第51条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第52条 削除

第14章 大学院

第53条 本学に、大学院を置く。大学院に関する規則は、別にこれを定める。

第15章 聴講生

第54条 本学学部生以外の者で、本学学部の開講科目のうち、1科目ないし数科目の聴講

をしようとする者があるときは、学長が教授会の意見を聴いて、聴講を許可する。

- 2 聴講した授業科目の単位は与えられない。
- 3 音楽学部聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

第 16 章 外国人留学生

第 55 条 外国人留学生については、本学則を準用する。ただし、受入れについては、学長が教授会の意見を聴いて、これを許可する。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 17 章 科目等履修生

第 56 条 本学学部生以外の者で、本学学部の開講科目のうち、1 科目ないし数科目の履修を志望する者については、選考をし、学長が教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 音楽学部科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第 18 章 図書館及び附属研究機関

第 57 条 本学に、図書館を置く。図書館の規定は、別にこれを定める。

第 58 条 本学に、民族音楽研究所を置く。民族音楽研究所の規定は、別にこれを定める。

第 19 章 厚生補導

第 59 条 本学に、学寮を附設する。学寮に関する規定は、別にこれを定める。

第 60 条 本学に医務室を設け、教職員学生の健康管理にあたる。

第 61 条 本学に学生支援課を置き、学生の生活指導にあたる。

附 則

本学則は昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

中 略

附 則

学則 49 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間、本学の定員は以下のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
音楽学部 音楽学科	器楽専攻	215名	860名
	声楽専攻	60名	240名
	作曲指揮専攻	20名	80名
	音楽教育専攻	55名	220名
合 計		350名	1,400名

本学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則

中 略

附 則

本学則は平成5年4月1日から施行する。ただし、第43条の学費については、平成5年度生より適用することとし、平成4年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、第10条別表(1)の規定については、平成6年度生より適用することとし、平成5年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成7年4月1日から施行する。ただし、第43条の規定については、平成7年度生より適用し、平成6年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は平成8年4月1日から施行する。ただし、第43条の規定については、平成8年度生より適用することとし、平成7年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

学則第45条の費用については、平成8年度生より適用する。

附 則

本学則は平成9年4月1日から施行する。ただし、第43条の規定については、平成9年度生より適用することとし、平成8年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成10年4月1日から施行する。ただし、第43条の規定については、平成10年度生より適用することとし、平成9年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

学則第 55 条及び第 58 条については、平成 10 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

本学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 11 年度生より適用することとし、平成 10 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 9 条及び第 10 条の規定については、平成 12 年度入学生より適用することとし、平成 11 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 12 年度生から適用することとし、平成 11 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 12 年 1 月 13 日から施行し、平成 11 年 9 月 10 日から適用する。

附 則

学則第 49 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度までの間、本学の入学定員は次のとおりとする。

学 部 学 科		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
音楽	器楽専攻	210名	205名	200名	195名	190名
学部	声楽専攻	58名	56名	54名	52名	50名
音楽	作曲指揮専攻	19名	18名	17名	16名	15名
学科	音楽教育専攻	53名	51名	49名	47名	45名
合 計		340名	330名	320名	310名	300名

本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 13 年度生から適用することとし、平成 12 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

学則第 1 条、第 2 条、第 2 条の 2、第 42 条、第 48 条、第 50 条については、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

本学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成

14 年度から適用することとし、平成 13 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の別表（4）については、平成 15 年度から適用することとし、平成 14 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 25 条及び第 48 条については、平成 16 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

本学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の別表（4）については、平成 16 年度から適用することとし、平成 15 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の別表（4）については、平成 17 年度から適用することとし、平成 16 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の別表（4）については、平成 18 年度から適用することとし、平成 17 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の別表（4）については、平成 19 年度から適用することとし、平成 18 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の別表（4）については、平成 20 年度から適用することとし、平成 19 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 20 年 4 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 20 年 5 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 21 年 11 月 2 日から施行し、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 22 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

本学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表（1）器楽専攻（ピアノ演奏家コース）備考のピアノ演奏家コース・エクセレンスの規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

本学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の 2 別表（3）については、平成 26 年度から適用することとし、平成 25 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条別表（2）及び第 11 条第 3 項については、平成 27 年度生から適用することとし、平成 26 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条別表（1）については、平成 28 年度生から適用することとし、平成 27 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

東京音楽大学学位規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京音楽大学学則第18条及び東京音楽大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 前項に定める学位の名称は、次の表のとおりとする。

学位名称（和文）	学位名称（英文）
学士（音楽）	Bachelor of Music
修士（音楽）	Master of Music
博士（音楽）	Doctor of Musical Arts (D. M. A.)
博士（音楽教育学）	Doctor of Philosophy in Music Education (Ph. D.)
博士（音楽学）	Doctor of Philosophy in Musicology (Ph. D.)

(学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

第2章 修士論文等審査

(修士論文等の提出資格)

第4条 修士論文及び研究作品又は研究演奏（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に2年以上在学し、2年次修了時までには32単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたときと学長が認めた者の在学期間に関しては、大学院学則第16条第1項ただし書の定めるところによるものとする。

(修士論文等審査の願い出)

第5条 本学大学院修士課程の学生が修士論文等の審査を願い出ようとするときは、修士論文等に修士論文目録、修士論文等要旨、研究演奏プログラム等及び履歴書を添えて、あらかじめ研究指導教員の承認を得た上で、研究科長に提出しなければならない。

(修士論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等の提出があった場合は、研究科委員会に修士論文等ごとに修士論文等審査委員会を設けてその審査を行うよう依頼する。

(修士論文等審査委員会)

第7条 修士論文等審査委員会は、提出された修士論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び関連分野担当の教授のうちから、研究科委員会において選出された3名以

上の審査委員をもって組織する。

- 2 研究科長は、修士論文等の審査のため、必要があると認めるときは、前項に規定する修士論文等審査委員会に、当該研究分野担当及び関連分野担当の准教授、専任講師又は客員教授を加えることができる。
- 3 学位の授与に係る修士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は演奏団体等の教員、研究者及び演奏家等の協力を得ることができる。
- 4 修士論文等審査委員会は、修士論文等の審査のほか、試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、修士論文等の審査の終了後に行うものとする。

- 2 試験は、修士論文等を中心として、その関連する分野において、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

第9条 研究科委員会は、修士課程学生の修得単位並びに修士論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の修士課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

- 2 前項に規定する合格の議決を行う場合は、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第3章 博士論文等審査

(博士論文等の提出資格)

第11条 博士論文（専門分野により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）は、博士後期課程に3年以上在学し、3年次修了時までには10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたと学長が認めた者の在学期間に関しては、大学院学則第16条第2項ただし書の定めるところによるものとする。

- 2 博士論文の提出に当たっては、学会誌あるいは研究機関紀要等の査読を経た論文が1本以上あることを提出資格とする。

(博士論文等審査の願い出)

第12条 本学大学院博士後期課程の学生が博士論文等の審査を願い出ようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨、研究作品又は研究演奏プログラム等及び履歴書（研究業績一覧を含む）を添えて、あらかじめ研究指導教員の承認を得た上で、研究科長に提出しなければならない。

(博士論文等審査)

第13条 研究科長は、博士論文等の審査申請があった場合は、博士課程委員会に博士論文等ごとに博士論文等審査委員会を設けてその審査を行うよう依頼する。

(博士論文等審査委員会)

第14条 博士論文等審査委員会は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び関連分野担当の教授のうちから、博士課程委員会において選出された3名以上の審査委員をもって組織する。

2 研究科長は、博士論文等審査のため、必要があると認めるときは、前項に規定する博士論文等審査委員会に、当該研究分野担当及び関連分野担当の准教授、専任講師又は客員教授を加えることができる。

3 博士の学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、学外の研究者、識者等を1人以上、第1項で定める審査委員の他に加えなくてはならない。

4 博士論文等審査委員会は、博士論文等の審査のほか、試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(最終試験)

第15条 最終試験は、博士論文等審査の終了後に行うものとする。

2 最終試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野において、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 博士課程委員会は、博士後期課程学生の修得単位並びに博士論文等の審査及び最終試験の結果に基づき、その者の博士後期課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、博士課程委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第17条 研究科長は、博士課程委員会において前条第1項の規定により議決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(課程によらない者の学位の授与)

第18条 大学院学則第20条第2項に規定する学位の授与は、当分の間行わないものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により博士論文を公表する場合には、「東京音楽大学審査学位論文」

又は「東京音楽大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により公表し、本学は提出された博士論文を附属図書館及び関係課に保管するものとする。
- 5 博士論文等審査において、博士論文に研究作品又は研究演奏が加えられる場合は、研究科長の定めるところによりその研究作品又は研究演奏を公表するものとする。

第4章 学位の授与

(学位の授与)

- 第21条 学長は、東京音楽大学学則第18条及び第18条の2の規定に基づき卒業を認定した者並びに本規則第10条及び第17条の報告の報告を受けて課程修了を認定した者に対し、それぞれ学位を授与する。
- 2 学長は、学位を授与することのできない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

- 第22条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京音楽大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

- 第23条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会、研究科委員会又は博士課程委員会の意見を聴いて、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。
 - (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

(学位記等の様式)

- 第24条 学位記の様式は、別記のとおりとする。

(雑則)

- 第25条 この規則に定めるもののほか、修士論文等又は博士論文等の提出及び審査の時期並びに試験の期日並びに方法等学位審査に関する細則は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年3月24日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 東京音楽大学学位規則（平成5年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成20年6月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記 学位記の様式

(1) 音楽学部

420mm

297mm

割印

学位記

卒業証書・学位記

大学印

氏名
生年月日

本学音楽学部音楽学科 専攻
() 所定の課程を修めて本学を
卒業したことを認め学士(音楽)の
学位を授与する

平成 年 月 日

東京音楽大学学長 ○○○○
学長印

第 号

(2) 修士課程

420mm

297mm

割印

学位記

学位記

大学印

氏名
生年月日

本学大学院音楽研究科 専攻()
修士の課程を修めて本学大学院を
修了したことを認め修士(音楽)の
学位を授与する

平成 年 月 日

東京音楽大学学長 ○○○○
学長印

修第 号

(3) 博士後期課程 (課程修了)

420mm

学位記

大学印

氏名

生年月日

本学大学院音楽研究科音楽専攻の博士
後期課程において所定の単位を修得し
博士論文の審査及び最終試験に合格
したので博士()の学位を授与する

平成 年 月 日

東京音楽大学学長 ○○○○

博士 号

学長印

297mm

割印

東京音楽大学大学院学則

平成14年4月1日制定

第1章 総則

第1節 趣旨・目的

(趣旨)

第1条 東京音楽大学学則（以下「本学学則」という。）第53条の規定に基づき、東京音楽大学大学院（以下「本学大学院」という。）の学則を定める。

(目的)

第2条 本学大学院は、広い視野に立って、音楽に関する精深な学術と技能を修得させ、音楽専攻分野における研究能力と高度の専門性を有する職業等に必要とされる能力を養い、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条の2 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うものとする。

2 前項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第3条 本学大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って音楽に関する精深な学識と技能を授け、専攻分野における創造、表現、研究能力又は音楽に関する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、広い視野に立って音楽に関する高度な創造、表現の技術と理論を総合的に教授研究し、音楽文化に関する幅広い見識を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた音楽家、音楽教育者又は研究者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 本学大学院に、音楽研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

課程名	修士課程	博士後期課程
専攻名	器楽専攻	音楽専攻
	声楽専攻	
	作曲指揮専攻	
	音楽教育専攻	

3 研究科に関する規則は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、学長をもって充てる。

3 本学大学院において授業又は研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	器楽専攻	36名	72名	音楽専攻	3名	9名
	声楽専攻	21名	42名			
	作曲指揮専攻	5名	10名			
	音楽教育専攻	8名	16名			
計		70名	140名		3名	9名

備考 専攻別入学定員及び収容定員に社会人又は外国人留学生若干名を含む。

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学期は、前期と後期の2学期に分け、それぞれの始期及び終期は、当該年度の

学事暦において定める。

(休業日)

第10条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 創立記念日 5月1日
- (4) 各年度の学事暦に定める次の日

春期休業日

夏期休業日

冬期休業日

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項の休業日に授業を行い、若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 修士課程は4年を、博士後期課程は6年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及び単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条の2 研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目の履修をさせることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(研究指導委託)

第14条の3 研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所並びに演奏団体等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(教育職員免許状)

第15条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科(課程)	専攻	免許状の種類	免許教科
音楽研究科 (修士課程)	器楽専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	音楽
	声乐専攻		
	作曲指揮専攻		
	音楽教育専攻		

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第3節 課程の修了

(課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文(専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。)の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を挙げたと学長が認めた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文(学位により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を挙げたと学長が認めた者については、これを短縮することができる。

(単位の認定)

第17条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査試験)

第18条 論文等審査試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の最終審査を願い出た者について行う。

(課程の修了認定)

第19条 修士課程又は博士後期課程の修了は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第20条 本学大学院の修士課程を修了した者には、修士(音楽)の学位を、博士後期課程を修了した者に対しては、博士(音楽)、博士(音楽教育学)又は博士(音楽学)の学位を授与する。

- 2 博士（音楽教育学）又は博士（音楽学）の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文等を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
- 3 学位に関する規則は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

（入学の時期）

第21条 入学（編入学及び再入学を含む）の時期は、第9条に基づく各学期の始期とする。

（入学資格）

第22条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認めた者
 - (6) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院において認めた者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達したもの。

（入学の出願）

第23条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書、成績証明書及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第24条 入学志願者に対しては、本学大学院の定めるところにより選抜試験を行う。

- 2 入学者数の決定に当たっては、専攻別収容定員を上まわらないものとする。

（編入学）

第25条 他の大学院の学生で、本学大学院に編入学を希望する者については、欠員がある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

（再入学）

第26条 本学大学院を標準修業年限未満の期間在学して中途退学した者が再入学を希望するときは、欠員がある場合に限り、その理由及び学力等を審査した上、相当年次

に入学を許可することがある。

第26条の2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、退学した者の再入学の取扱いについては、前条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(入学手続き)

第27条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書並びに学生証、学生記録票及び学生カード等の書式に必要事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料等本学が指定した費用を納付しなければならない。

(入学の許可)

第28条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第29条 病気その他の理由により引き続き2か月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て、休学の許可を得るものとする。

第30条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に対しては、研究科委員会の意見を聴いて、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、学長の許可を得て休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して修士課程においては2年を、博士後期課程においては3年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添えて、学長に提出し、その許可を得るものとする。

(転学)

第33条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、これを許可する。

(退学)

第34条 退学を希望する者は、その理由書を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、これを許可する。

(留学)

第35条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、これを許可する。

3 留学した期間は在学年数に加え、第14条の2第2項及び第14条の3第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて、これを除籍する。

- (1) 第12条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第31条に規定する休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

第3章 科目等履修生Ⅰ・Ⅱ

(科目等履修生Ⅰ)

第37条 研究科において、特定の実習・演習及び授業科目について研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生Ⅰとして入学を許可することがある。

2 科目等履修生Ⅰに関する規則は、別に定める。

(科目等履修生Ⅱ)

第38条 研究科において、特定の研究課題について研究指導を受けることを希望する者があるときは、科目等履修生Ⅱとして入学を許可することがある。

2 科目等履修生Ⅱに関する規則は、別に定める。

第4章 授業料その他の納付金

(検定料、入学金、授業料、施設維持費)

第39条 検定料、入学金、授業料及び施設維持費は、別表のとおりとする。

2 本学を卒業した者及び卒業見込みの者並びに本学修士課程を修了した者及び修了見込みの者の入学金は、別に定める。

(授業料の納付)

第40条 授業料は、次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、納付する者から申し出があった場合には、前期分の徴収の際、後期分も併せて納付することができる。

前期 年額の2分の1 (納入期限4月30日まで)

後期 年額の2分の1 (納入期限10月31日まで)

2 新入学者は、入学金、授業料、施設維持費に関し、別に定める期日に納入するものとする。また、一旦納入した納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

(授業料の分納)

第41条 経済的理由その他特別な事情によって授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により分納することができる。

(休学者の授業料)

第42条 休学を許可された者の授業料は、別に定める。

第5章 賞罰

(表彰)

第43条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒するものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当の理由なく出席常でない者
- (3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、懲戒に関し必要な事項については、別に定める。

第6章 雑則

第45条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し必要な事項は、本学学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

1. この学則は、平成13年7月5日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
2. 東京音楽大学大学院音楽研究科規則（平成5年3月19日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年3月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成25年5月28日から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

別表

修士課程

検定料	40,000円
-----	---------

項目	金額	備考
入学金	350,000円	初年度のみ、入学手続き時に納付
授業料	1,180,000円	
施設維持費	220,000円	
合計	1,750,000円	

博士後期課程

検定料	40,000円
-----	---------

項目	金額	備考
入学金	350,000円	初年度のみ、入学手続き時に納付
授業料	1,180,000円	
施設維持費	220,000円	
合計	1,750,000円	